

## さくらのクラウドサービス約款

### 第1章 総則

#### 第1条（約款の適用）

1. このさくらのクラウドサービス約款（以下、「本クラウド約款」といいます）は、さくらインターネット株式会社（以下、「当社」といいます）が提供する「さくらのクラウドサービス」およびそのオプションサービスに適用されるサービス別約款であり、第1章がサービス基本約款、第2章がオプション約款を構成します。
2. 本サービスの利用者は、当社の定める基本約款および本クラウド約款を遵守するものとします。

#### 第2条（サービスの内容）

1. 「さくらのクラウドサービス」とは、当社がそのデータセンター内に設置したサーバ設備に、利用者が選択した CPU、データ記憶領域容量、メモリ容量、その他のリソースを組み合わせて設定を行う仮想化されたサーバの機能を、利用者専用として提供するサービスです（以下、本クラウド約款において「本基本サービス」といいます）。

#### 第3条（利用開始日、利用契約の成立）

1. 基本約款第5条第2項の定めにかかわらず、本基本サービスおよびそのオプションサービス（以下、併せて「本クラウドサービス」といいます）の提供は、初回料金の支払いの確認の有無を問わず、利用契約が有効に締結された日（利用開始日）から開始されます。
2. 利用者が利用申込みをしている本クラウドサービスに関し、サービスの種類の追加、変更を請求した場合、基本約款第5条第2項、第6条第1項および第7条第2項の定めにかかわらず、当該請求にかかる種類のサービスの提供は、当該請求が完了した時点から暫定的に開始されます。ただし、当該サービス提供開始後、基本約款第6条第1項各号に該当することが判明した場合には、同項に基づき、当社は当該変更請求を承諾せず、当該サービスの提供を中止することがあります。

#### 第4条（料金の支払）

1. 基本約款第13条第2項、同第4項の定めにかかわらず、利用者は、毎月1日から末日までの本クラウドサービスの利用に関する料金（以下、「当月の料金」といいます）を、その翌月の末日までに支払うものとします。
2. 本クラウドサービスの料金の支払方法は、当社の個別の承認がない限り、基本約款第12条第2項第3号に定める方法（クレジットカード払い）のみとし、基本約款第12条第2項の定めにかかわらず、本クラウドサービスの料金が10万円以上であって

も、クレジットカード払いを利用できるものとします。ただし、本クラウドサービスの料金が、当社所定の金額以上となる場合には、当社の要請により、他の支払方法によりお支払いいただくことがあります。

3. 当社は、利用者の利用実績に応じて、ご利用になるクレジットカードの与信枠を取得するものとします。当社が、当該与信枠を取得することができなかった場合、利用者は、新たに本クラウドサービスの種類の追加、変更をすることができなくなることに同意するものとします。

#### 第5条（最低利用期間）

1. 基本約款第15条第1項、同第2項の定めにかかわらず、本クラウドサービスの最低利用期間は無いものとします。

#### 第6条（利用契約の解除）

1. 基本約款第29条第4項の定めにかかわらず、利用者は、当社に対し当社の定める方法で通知することにより、その日をもって利用契約を解約することができます。ただし、オプションサービスのうち追加IPアドレス提供サービスについては、利用者は、利用契約の解約時期にかかわらず、当該月の料金の全額を支払うものとします。

#### 第7条（利用者による利用の一時停止等）

1. 利用者は、本基本サービスに係るサービスページに定める方法に従って、本基本サービスの利用を一時停止することができます。
2. 前項の利用の一時停止の場合の利用料金額または料金額およびその支払方法の詳細については、本基本サービスに係るサービスページにおいて定めるものとします。
3. 第1項にかかわらず、利用者は、次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。
  - i. 本基本サービスの利用の一時停止を3か月を超えて継続すること
4. 利用者が前項各号のいずれかに該当した場合には、当社は、利用者に対し、1か月以上の期間を定めた事前の通知をすることにより、以下の各号の事項のいずれかを求めることができるものとします。
  - i. 当該利用停止中の本基本サービスの利用の再開
  - ii. 当該利用停止中の本基本サービスの利用契約の終了
5. 当社が前項の通知を行ったにもかかわらず、利用者が前項の期間内に前項各号のいずれの事項も行わない場合、当社は、以下の各号の措置の全部または一部を行使できるものとします。
  - i. 当該利用停止中の本基本サービスの利用契約の終了
  - ii. 基本約款第24条に従った当該利用停止中の本基本サービスの提供の一時停止

たは利用者による本基本サービスの利用の制限

iii. 基本約款第25条に従った措置

iv. 基本約款第28条に従った当該利用停止中の本基本サービスに係る利用契約の解除

6. 前各項に関する事項の詳細については、本基本サービスに係るサービスページにおいて定めるものとします。

#### 第8条（物理サーバの取扱い）

1. 利用者は、仮想サーバが設定される物理サーバの設置場所に立ち入ることはできません。

#### 第9条（品質保証）

1. 当社は、本クラウドサービスに関し、当社が別途定める「さくらのクラウド品質保証（SLA）」（当社ホームページよりご確認ください）に従い品質保証を行うものとします。

#### 第10条（割引パスポート）

1. 「割引パスポート」（以下、「パスポート」といいます）とは、利用者が、所定の金額（以下、「パスポート利用料」といいます）を事前に支払うことにより、本クラウドサービスの特定のサービスまたはプラン（以下、「適用サービス」といいます）について、所定の期間における利用料金の割引を行う制度です。パスポート利用料、適用期間、割引率、その他パスポートの内容については、当社サービスページに定めるものとします。

2. 利用者は、次の各号について理解し、了承したうえでパスポートを申込みものとします。

i. パスポートは、事業としてまたは事業のために利用する場合（以下、「事業用途」といいます）にのみ申込みことができるものとします。当社と利用者は、当該申込みが事業用途であると相互にみなすものとします。

ii. 当社は、利用者がパスポートの適用期間中に適用サービスの全部または一部を解約した場合、適用サービスの利用料金が改定された場合、その他事由のいかんにかかわらず、パスポート利用料の全部または一部の返金およびパスポートの適用期間の延長を行わないものとします。

### 第2章 オプションサービス規定

#### 第1節 追加IPアドレス（以下、本節において「本オプションサービス」といいます）

##### 第11条（申込み）

1. 本オプションサービスは、基本サービスの種類のうち、「ルータ+スイッチ」のサービスを利用中である利用者に限り、申し込むことができるものとします。
2. 「ルータ+スイッチ」のサービスに関する利用契約が終了した場合、利用中の本オプションサービスの利用契約についても当然に終了するものとします。

## 第2節 ハイブリッド接続（以下、本節において「本オプションサービス」といいます）

### 第12条（申込み）

1. 本オプションサービスは、「さくらの専用サーバサービス」、「さくらのVPSサービス」、「さくらのクラウドサービス」、「ハウジングサービス」および「リモートハウジングサービス」（以下、これらを総称して「本オプション適用サービス」といいます）の各基本サービスを利用中である利用者に限り、申し込むことができるものとします。

### 第13条（料金の支払）

1. 利用者は、本オプションサービスの利用に関する初回の料金については、基本約款第13条第4項の定めにかかわらず、利用開始日の属する月の翌月末日までに支払うものとします。
2. 利用者は、基本約款第13条第4項にかかわらず、本オプションサービスの料金の支払方法を、基本約款第12条第2項に規定するものの中から、本オプションサービスの料金について改めて指定することができるほか、利用者が本オプションサービスを適用する本オプション適用サービス（「さくらのクラウドサービス」および時間課金を選択した「さくらの専用サーバサービス」を除きます）のいずれかの請求と合算し、当該サービスにおいて選択した方法で支払うことを選択することができるものとします。

### 第14条（解約）

1. 利用者の本オプション適用サービスの利用契約が全て終了または解約された場合であっても、本オプションサービスの契約は有効に存続するものとし、本オプションサービスの解約は、基本約款に基づく当社所定の手続によるものとします。

## 第3節 Web 改ざん検知サービス（以下、本節において「本オプションサービス」といいます）

### 第15条（申込み）

1. 本オプションサービスの利用条件については、当社ホームページに定めるものとします。

## 第16条（契約）

1. 利用者は、株式会社セキュアブレインが定める、利用者が本オプションサービスの利用を行っている時点における最新の「『GRED セキュリティサービス』の利用規約」を遵守するものとします。

## 附 則

### 第1条（適用開始）

この約款は、平成29年3月9日から適用されたさくらのクラウドサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成29年3月31日より適用されます。